和歌山大学無料職業紹介事業業務運営規程

制 定 昭和27年11月26日

全部改正 平成15年 2月28日

最終改正 平成28年 3月25日

(総則)

第1条 この規程は、職業安定法第33条の2の規定に基づき、和歌山大学(以下「本学」という。)の在学生及び卒業生又は修了生(以下「学生等」という。)に対して行う無料の職業紹介業務について定める。

(求人)

- 第2条 本学は、次の各号の一に該当する場合を除き、本学の学生等を対象とするすべての 求人を受理する。
 - (1) 申込みの内容が法令に違反している場合
 - (2) 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合
 - (3) 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて不適当である場合
- 2 求人の申し込みをしようとする者(以下「求人者」という。)は、原則として本学所定の 求人票により申し込むものとする。ただし、これにより難い場合は、労働条件等を明示し た文書等によって申し込むことができる。

(求職)

- 第3条 職業の紹介を受けようとする学生等(以下「求職者」という。)は、前条第1項各号 に該当する場合を除き、いかなる求職についても申込むことができる。
- 2 求職者は、所定の求職票を提出するものとする。

(紹介)

- 第4条 本学は、職業を紹介するにあたり、求職者には、その希望と能力に応じた職業を、 求人者には、その希望に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない。
- 第5条 労働争議中の事業所に対する紹介は、争議が解決するまで行わない。

(職業業務担当者)

第6条 学長は、本学教職員の中から職業紹介事業に関する業務を担当する者(以下「業務 担当者」という。)を定めて、その業務を担当させるものとする。

(その他)

- 第7条 業務担当者は、この事業を行うに際し知り得た個人的な情報は、すべて秘密とし、 他にこれを漏らしてはならない。
- 第8条 業務担当者は、求職者又は求人者に対して、職業紹介業務を公平均等に行い、優先 的又は差別的な取り扱いをしてはならない。
- 第9条 求職者又は求人者は、採否が決定したときは、学務課に報告するものとする。 (事務)
- 第10条 職業紹介の事務は、学務課において行う。

附 則(平成15年2月28日 全部改正)

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日一部改正:法人和歌山大学規程第148号)

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

無料職業紹介事業業務運営規程

附 則(平成24年5月30日一部改正:法人和歌山大学規程第1334号) この改正規程は、平成24年5月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 附 則(平成28年3月25日一部改正:法人和歌山大学規程第1800号) この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。